

調理業務従事証明作成に関する注意事項

- ・調理業務従事証明書は、全て証明者が記入のうえ押印してください。
- ・内容を訂正する場合は、必ず訂正箇所に二重線を引き、証明印と同じ印を押印したうえで訂正してください。修正液等の使用や、訂正印のないものは認められません。
- ・全て黒のボールペン又はペンで記入してください。鉛筆や消せるボールペンの使用は認められません。
- ・提出書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、受験者の受験資格や合格を取り消すほか、証明者も刑法の規定により処罰されることがあります。

調理業務従事証明書

従事者氏名(受験者) 秋田 太郎
 生年月日 大昭 平 △△年 △月 △日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤務施設名	レストラン△△△ **店	勤務施設所在地	△△市△△町△番△号 電話 △△△(△△△) △△△△
勤務施設	飲食店等の営業許可施設	給食施設	
	営業許可の種類 (該当するものに○を付ける。) ① 飲食店営業 ② 魚介類販売業 ③ そうざい製造業	施設の種類 (該当するものに○を付ける。) ⑥ 介護老人保健施設 ⑦ 矯正施設 ⑧ 自衛隊 ⑨ 給食センター ⑩ その他()	1 寄宿舍 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 8 自衛隊 9 給食センター 10 その他()
許可保健所	△△△ 保健所	開設年月日	平成3年 4月 1日
許可年月日	平成29年3月5日	提供回数	1日 3回
許可番号	第△△△△号	提供食数	1日の延べ食数 150食
業務内容	調理作業(該当するものに○を付ける。) 主に調理している品名 (天ぷら) (サバの味噌煮) (サラダ) 切る・焼く・煮る・炊く・蒸す・ゆでる・炒める・漬ける・揚げる 味を付ける・その他()		
上記の施設で調理業務に従事した期間	平成30年 4月 1日から 令和2年 5月 15日まで 計 2年 1ヶ月		
勤務日数及び時間	1週間あたり(4)日・1日あたり(6)時間勤務		
廃業年月日(施設廃業時のみ記入)	年 月 日		

証明日	令和2年 5月 15日	証明印
住所	△△市△△町△番△号	(該当するものに○を付ける。) ① 職印又は法人登記されたの印 ② 個人の実印
電話	△△△(△△△) △△△△	
施設名(法人名)	株式会社△△(レストラン△△△)	押印欄 
地位	代表取締役 氏名 出羽 三郎	
証明者が、勤務施設の施設長(経営者)以外の場合は、次の該当する理由に○を付ける。 1 施設が廃業しているため 2 調理業務を受託しているため 3 施設長(経営者)と従事者が同一人、配偶者又は二親等以内の血族のため 4 その他()		

注意事項

- 原則として当該施設長(経営者)が証明すること。
- 従事者と証明者が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合には調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。
- 証明印は、法人が証明する場合は、職印又は法人登記された印を用いること。個人が証明する場合は、個人の実印を用いること。印鑑登録証明書を添付すること。
- 給食施設の開設年月日とは寄宿舍、学校、病院等の施設であって多数人に対して食品を提供した年月日をいうものであること。

飲食店関係営業か給食施設、該当するどちらか一方に記入すること。

(参考) 幼稚園、小学校、中学校、学校給食センター等は「2学校」、老人福祉施設、児童福祉施設は「5社会福祉施設」に該当する。

継続して提供している食数を記入すること。受験資格の実務経験を満たす給食施設は、1回20食以上1日50食以上提供している施設。

最新の許可年月日を記入すること。

調理している具体的な品名を記入する。(料理全般・和食全般などは不可)

証明印については、裏面の『調理業務従事証明書』の証明印についても確認すること。

注意事項2に該当する又は給食業務を外部委託している等により、証明者が勤務施設の施設長(経営者)でない場合に○を付けること。

受験資格の実務経験について

次の場合は、受験資格の実務経験となる調理業務に従事したとは認められません。

- ・専ら調理品の運搬、配達及び食器洗浄等直接調理に関係しない業務に従事している者（ウェイターやウェイトレス等を含む）
- ・栄養士、看護師、保育士、介護士等の職種として採用され、調理業務をしている者
- ・パート又はアルバイトで調理業務に従事している者（ただし、週4日以上かつ1日6時間以上、又は週5日以上かつ1日5時間以上勤務している場合は従事していると認める）
- ・食材を洗う、料理を盛り付ける又は料理を再加熱して供する行為しか行っていない者
- ・全日制の学校に在籍しながら調理業務に従事している者（休学中の者が従事している場合は認める）
- ・会社や研究所等で食品開発業務の一環として調理業務に従事している者

「調理業務従事証明書」の証明印について

- ・証明者が個人の場合（個人経営の経営者（施設長）等が証明する場合）
市町村に登録されている実印を押印し、必ず押印した印の印鑑登録証明書を添付してください。
- ・証明者が法人の場合（法人組織の施設長（経営者）又は団体の長が証明する場合）
職印又は法人登記された印を押印してください。

【実印の例】



印鑑登録をしている印鑑に限ります。
実印の場合は印鑑登録証明書を必ず添付してください。
(地位が店主、代表取締役等であっても個人の印は職印ではありません。)

【職印又は法人登記された印の例】



※職印が職名のみ場合は、社印、学校印、組合印等を合わせて押印してください。

【次のような例は、調理師試験の証明印として認められません】

印鑑登録をしていない個人印



店名印、学校印のみ



日付のあるゴム印等

